

X 管理課

管理課は、特定医療法人や医療保健業を行う公益法人等に関する税制措置に係る証明業務、国民健康保険の保険者、国民健康保険団体連合会及び後期高齢者医療制度の業務に係る技術的助言・指導監督、社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の監督を行っています。

1 特定医療法人証明関係業務

(1) 概要

特定医療法人とは、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受け、当該承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

東北厚生局では、特定医療法人として、法人税率の軽減の適用を受ける要件とされている厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の交付事務を行っています。

【適用要件】

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準」（平成15年厚生労働省告示第147号）

【優遇措置の内容】

法人税において19%（通常は23.2%）の軽減税率が適用されます。

(2) 実績

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
証明件数	22	22	22	20	17

2 医療保健業を行う公益法人等証明関係業務

(1) 概要

法人税法の別表第2に掲げる、①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたもの、②公益法人等のうち、無料低額な診療を行う法人で一定の基準を満たしたものが、当該基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明を受けることにより、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外され、法人税が非課税とされます。

東北厚生局では、この非課税措置制度の適用を受けるために必要となる要件を満たしている公益法人である旨の証明書の交付事務を行っています。

【適用要件】

① オープン病院事業を行うもの

事業等要件：「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準」
(平成20年厚生労働省告示第297号) 第2号

収入要件：「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準」
(平成20年厚生労働省告示第297号) 第1号

② 無料低額な診療を行う病院事業を行うもの

事業等要件：法人税法施行規則第6条第4号

収入要件：「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準」
(平成20年厚生労働省告示第298号)

なお、②において、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人については収入要件を必要としません。

【優遇措置の内容】

医療保健業について、収益事業の範囲から除外され、法人税が非課税とされます。

(2) 実績

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
証明件数	15	15	15	17	15

3 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督

(1) 概要

国民健康保険の保険者（運営主体）は都道府県及び市町村（特別区を含む）と、土木建築業者等の同業者で組織する国民健康保険組合であり、被保険者（加入者）は健康保険組合や共済組合などの被用者保険に加入していない自営業者等です。

また、国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会）とは、国民健康保険法第83条に基づき、市町村等の保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東北厚生局では、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、国民健康保険の保険者及び国保連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く）の指導等を行っています。

（「東北厚生局管内に所在する国民健康保険団体連合会一覧」は参考資料6（1）参照）

(2) 実績

毎年度、東北6県と事務打合せを実施。市町村及び国保連合会との事務打合せ等については、下表のとおり。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
技術的助言・指導監督	7市町村 3国保連合会	9市町村 3国保連合会	9市町村 3国保連合会	6市町村 3国保連合会	6市町村 3国保連合会

4 後期高齢者医療制度の業務に係る技術的助言・指導監督

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方および65歳以上の方で一定の障がいがあると認定を受けた方を被保険者（加入者）とした医療制度で、都道府県単位で全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が運営主体となります。

東北厚生局では制度の適切な運営のため、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の業務の指導等を行っています。

（「東北厚生局管内に所在する後期高齢者医療広域連合一覧」は参考資料6（2）参照）

(2) 実績

毎年度、東北6県の後期高齢者医療広域連合と事務打合せを実施。

5 社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の監督

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法に基づき設立された民間法人であり、保険医療機関から提出された診療報酬請求書の審査および保険者（協会けんぽ、健康保険組合等）から保険医療機関への診療報酬の支払を担う審査支払機関です。

また、支払基金は、令和4年10月に審査事務の集約化を行い、電子レセプトの審査事務の集約拠点として、宮城県に「審査事務センター」、岩手県に「審査事務センター分室」をそれぞれ設置し、審査委員会の審査補助を担う拠点として、東北6県に「審査委員会事務局」を設置する組織変更を行いました。

東北厚生局では、東北6県に所在する「審査委員会事務局」の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く）について、適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、監督を行っています。

（「東北厚生局管内に所在する社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局一覧」は参考資料6（3）参照）

(2) 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
監督	2支部 (岩手、山形)	3事務局 (宮城、秋田、福島)	3事務局 (青森、岩手、山形)	2事務局 (宮城、福島)	2事務局 (山形、秋田)